



県 章

# 滋賀県公報

平成 16 年 (2004 年)  
8 月 10 日  
号 外 (2)  
火 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次 ( 印は、県例規集に登載するもの)

条 例	
滋賀県議会議員の選挙区の特例に関する条例 .....	2

## 公布された条例のあらまし

### 滋賀県議会議員の選挙区の特例に関する条例 (条例第 37 号)

- 1 平成 16 年 10 月 1 日以後に行われる市町村の合併により郡市の区域の変更を生じる場合の滋賀県議会議員の選挙区については、市町村の合併の特例に関する法律第 15 条第 1 項の規定により、平成 15 年 4 月 13 日に行われた一般選挙により選出された滋賀県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によることとしました。
- 2 その他
  - (1) この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行することとしました。
  - (2) 滋賀県議会議員の定数および各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正し、野洲郡 (定数 2 名) の項を削り、新たに野洲市 (定数 2 名) を加えることとしました。

条 例

滋賀県議会議員の選挙区の特例に関する条例をここに公布する。

平成 16 年 8 月 10 日

滋賀県知事 國 松 善 次

滋賀県条例 第 37 号

滋賀県議会議員の選挙区の特例に関する条例

平成 16 年 10 月 1 日以後に行われる市町村の合併により都市の区域の変更を生じる場合における滋賀県議会議員の選挙区については、市町村の合併の特例に関する法律 (昭和 40 年法律第 6 号) 第 15 条第 1 項の規定により、平成 15 年 4 月 13 日に行われた一般選挙により選出された滋賀県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

付 則

- 1 この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 滋賀県議会議員の定数および各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例 (平成 2 年 滋賀県条例 第 47 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条の表野洲郡の項を削り、同表に次のように加える。

野	洲	市	2	人
---	---	---	---	---